佐賀県告示第 244 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から所在地を変更する旨の届出があった。

令和6年11月15日

佐賀県知事	111		祥	義
17. 貝 宗 川 尹	ш	-	Τ++	₹ ₩

氏名及び施術所の名 称	所在地		変更年月日	
生駒 祥久(ひまわり 整骨院)	旧	唐津市鏡新開 100-1	令和6年1月12日	
金月/元/ 	新	唐津市鏡田中 3565-1		